

( 案 )

大阪市犯罪被害者等支援ナビゲーション  
～ 支援施策のさらなる推進に向けて～

( Ver. 1.0 )

平成 2 9 年 月

大 阪 市

## 目 次

はじめに	2
1．犯罪被害者等を取り巻く状況	
（1）大阪市内における犯罪等の発生状況	3
（2）犯罪被害者等が直面している状況	4
（3）犯罪被害者等を支える社会づくりの状況	5
2．犯罪被害者等支援施策の基本的方向	9
3．犯罪被害者等支援の具体的取組	
（1）犯罪被害者等の被害の軽減・回復に向けた取組	11
（2） <b>犯罪被害者等を支える地域社会づくり</b>	13
4．施策の推進に向けて	
（1）関係機関・民間支援団体等との連携	15
（2）庁内推進体制の整備	15
（参考資料）	
犯罪被害者等基本法の基本的施策に関連する市の取組	17
犯罪被害者等基本法	18

はじめに

「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」として、「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)が平成16年12月に制定されました。

そして、基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が、平成23年3月には第2次基本計画が策定され、国、地方の連携のもと犯罪被害者等支援施策が実施されてきました。

結果、施策は大きく進展したものの、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではなく、国において計画の見直しに関する要望意見の募集等が行われ、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が策定されたところです。第3次基本計画では、「犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会」を目指し、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援に向け、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が、より一層、相互に連携しながら協力し、更なる取組の強化を図ることや、より実効性のある取組とするため、国民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ること等が示されています。

そうしたなか、地方公共団体に対しても、区役所での対応や専門職の活用など、総合的対応窓口等の充実促進、性犯罪被害に遭った児童生徒への対応を図る学校内での教育相談体制の充実など、国・関係機関等と連携協力した更なる取組の強化が求められています。

本市においては、これまで、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション」の中で、犯罪被害者等支援を人権課題の一つとして掲げ、総合相談窓口の設置や各種啓発事業の実施など、基本法及び基本計画に則したさまざまな取組を実施してきたところであり、今後も、第3次基本計画を踏まえながら、より一層強力に取組を推進していくことにしています。

そのためにも、犯罪被害者等支援施策の推進に向け、本市として具体的にどのような取組を行っていくのかを対外的に分かりやすく示すことで、市民の理解を深め、関係機関・団体等との連携・協力関係をより一層強化させていくことが何より重要であると考えます。また、市内部においても、さまざまな部署が関わっているなか、施策の全体像を明らかにすることにより、庁内連携を強化し市全体として総合的・一体的に取組を実施できるようにすることが必要です。

以上のことから、今般、本市が実施する犯罪被害者等支援施策の基本的方向や具体的取組について体系的に整理した「大阪市犯罪被害者等支援ナビゲーション(Ver.1.0)」を作成しました。本ナビゲーションは、国の動向等状況変化に応じて適宜更新していきませんが、今後、市内部にとどまらず、関係各方面で利用され、犯罪被害者等を支える社会づくりに役立つことを期待しています。

1. 犯罪被害者等を取り巻く状況

(1) 大阪市内における犯罪等の発生状況

大阪市内における刑法犯認知件数は、平成23年以降、年々減少傾向にあるものの、平成27年で57,807件となっており、特に凶悪犯の大阪市内における発生件数は、大阪府全体の約半数を占めています。(図表1-1参照)

図表1-1 刑法犯認知件数の推移

年次	大阪府		うち、大阪市	
	総数	凶悪犯	総数	凶悪犯
平成23年	177,216	961	69,441	452
平成24年	167,893	1,115	68,247	539
平成25年	151,241	995	63,212	505
平成26年	148,143	936	63,719	460
平成27年	132,327	849	57,807	438

<資料> 大阪府警察本部調べ

平成26年度の刑法犯認知件数を、人口10万人あたり(犯罪率)でみると大阪市では約2,372件であり、他の主な政令市と比べかなり高くなっています。(図表1-2参照)

図表1-2 平成26年中の主な政令市の刑法犯認知状況

	大阪市	横浜市	名古屋市	札幌市	神戸市	福岡市	京都市
刑法犯認知件数(件)	63,719	26,146	34,917	19,229	19,248	23,400	19,146
犯罪率	2,372.3	704.7	1,533.5	989.7	1,251.5	1,540.5	1,303.3
うち、凶悪犯認知件数(件)	460	173	151	90	118	98	92
犯罪率	17.1	4.7	6.6	4.6	7.7	6.5	6.3
人口(千人)	2,686	3,710	2,277	1,943	1,538	1,519	1,469

(資料)警察庁、大阪府警察本部調べ (人口は平成26年10月1日推計値 総務省統計局による)

<資料>大都市比較統計年表

\*「犯罪率」とは、人口10万人当たりの認知件数

\*主な政令市を人口の多い順に掲載

交通事故については、平成27年中に大阪市内で1万2,769件発生しており、死傷者数は1万4,918件で、そのうち死者数(事故発生後24時間以内)は51人となっています。(図表1-3参照)

図表1-3 大阪府・大阪市内における交通事故総件数、死傷者数

年次	大阪府			うち、大阪市		
	総件数(件)	死傷者数(人)	死者数(人)	総件数(件)	死傷者数(人)	死者数(人)
平成23年	49,644	58,686	197	14,747	17,347	65
平成24年	48,212	57,986	182	14,500	16,951	51
平成25年	46,110	55,542	179	13,973	16,467	49
平成26年	42,729	51,644	143	12,946	15,272	51
平成27年	40,607	48,677	196	12,769	14,918	51

(資料) 大阪府警察本部調べ

死者数は事故発生後24時間以内

以上のように、市内においては、膨大な数の犯罪や交通事故が発生してお

り、支援を必要とする被害者等も多数存在していると考えられます。

## (2) 犯罪被害者等が直面している状況

### ア. 犯罪被害者等が受ける被害・苦痛

犯罪被害者及びその家族・遺族（犯罪被害者等）の多くは、犯罪などにあうことで、傷害を負わされ、または生命を奪われ、かけがえのない家族を失い、財産を奪われるといった重大な被害を受けます。

そうした直接的な身体的・精神的・経済的な一次被害に加え、さらに、周囲とのかかわりの中で、無責任なうわさやいやがらせなどにより、さらに傷つけられるといった二次被害に苦しめられることもあります。

そうしたなか、犯罪被害者等が抱えている様々な苦痛や被害から回復し、再び平穏な生活を営めるようになるためには、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

#### 心理的苦痛

事件の記憶がよみがえったり、怒りや不安を抑えきれなかったり、日常生活に支障をきたします。

#### 身体的苦痛

からだや心に大きなダメージを受け、その後長い間、後遺症に苦しみ、最悪の場合は、命を失ってしまうこともあります。

#### 経済的苦痛

財産が失われたり、治療のための医療費や裁判の費用が必要となるなど、想定外の負担がのしかかります。

#### 社会的苦痛

周囲の無責任なうわさやいやがらせ、配慮のない報道など、誰も信じられなくなってしまう。

### イ. 犯罪被害者等への相談支援の状況

困難な状況に直面している犯罪被害者等を支援するため、国、地方公共団体、民間支援団体等において、犯罪被害者等の相談を受け付け、必要なサポートを行っているところです。

民間支援団体（大阪被害者支援アドボカシーセンター）の平成 27 年度の実績（大阪府全体）では、支援実数が 278 件、総支援回数が 1,179 回となっており、支援回数のうち、電話相談が 1,040 回、面接相談が 63 回、直接的支援が 76 回で、被害別の割合としては、とくに殺人・傷害致死等（33%）、性的被害（31%）、危険運転致死傷・死亡事故（9%）の割合が高くなっています。また、実数 278 件のうち約 3 分の 1 にあたる 91 件が大阪市内在住者となっています。

（図表 1-4 参照）

本市においても、平成 19 年より「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談に対し、本市の施策や制度についての情報提

供や関係機関の紹介等を行っています。平成 27 年度の相談件数は 17 件となっており、今後とも本市の相談窓口や支援施策について広報・周知を行い、相談窓口が効果的に利用されるようにしていくことが必要と考えています。(図表 1 - 5 参照)

図表 1 - 4 民間支援団体(大阪被害者支援アドボカシーセンター)における支援実数

年度	支援実数(件)	
	総数	うち大阪市内在住者
平成 25 年度	283	75
平成 26 年度	301	75
平成 27 年度	278	91

図表 1 - 5 総合相談窓口における相談件数

年度	相談件数(件)
平成 23 年度	33
平成 24 年度	23
平成 25 年度	38
平成 26 年度	36
平成 27 年度	17

### (3) 犯罪被害者等を支える社会づくりの状況

#### ア. 犯罪被害者等支援に対する市民意識

##### < 市政モニターアンケートの結果 >

本市が実施した市政モニターアンケートで、「大阪市は犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちであると思うか」との設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は、平成 24 年度が 32.1%、平成 26 年度が 37.5%、平成 28 年度が 42.6% となっています。年々肯定的な評価は高くなってきているものの、依然として否定的な評価の割合が高い状況にあります。(図表 1 - 6 参照)

図表 1 - 6 大阪市市政モニターアンケート結果

「大阪市は犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちであると思うか」

年度	「そう思う」	「そう思わない」
	「どちらかといえばそう思う」	「どちらかと言えばそう思わない」
平成 24 年度	32.1%	67.5%
平成 26 年度	37.5%	62.5%
平成 28 年度	42.6%	57.4%

##### < 市民意識調査の結果 >

大阪市が平成 27 年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」においては、「犯罪被害者とその家族の人権(興味本位のうわさや心ない中傷、私生活の平穏が害されるなど)」に関心があるかとの設問に対し、「関心がある」「少し関心がある」の合計は 65.0% 「あまり関心がない」「関心がない」の合計は

25.2%となっています。

また、「犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」という設問には、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は34.5%、「どちらかといえばそうは思わない」「そうは思わない」の合計は55.7%となっています。

さらに、「犯罪被害者とその家族の人権に関する大阪市の取組みについて、どの程度必要であると思うか」との設問に対し、「特に必要」「必要」の合計は83.8%、「必要とは思わない」は10.4%となっています。(図表1-7参照)

図表1-7 平成27年度 人権問題に関する市民意識調査結果

設問	「関心がある」	「あまり関心がない」
	「少し関心がある」	「関心がない」
犯罪被害者とその家族の人権(興味本位のうわさや心ない中傷、私生活の平穏が害されるなど)への関心	65.0%	25.2%

設問	「そう思う」	「どちらかといえばそうは思わない」
	「どちらかといえばそう思う」	「そうは思わない」
犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである	34.5%	55.7%

設問	「特に必要」「必要」	「必要とは思わない」
	犯罪被害者とその家族の人権に関する大阪市の取組みについて、どの程度必要であると思うか	83.8%

以上のことから、多くの市民が、犯罪被害者等について関心を持ち、取組への必要性は感じている一方で、大阪市が「犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまち」であるとは思っていない状況にあると言えます。犯罪被害者等が地域で再び平穏な生活を営めるようになるためにも、市民の理解・協力を広げていくことが何より重要であると考えています。

#### イ.市民の理解促進に向けた取組状況

本市では、被害に苦しんでいる犯罪被害者等を社会全体で支えていくことを目的として、関係機関・民間支援団体などと連携して、講演会への講師派遣やセミナーの開催、また、犯罪被害者週間(11月22日~12月1日)に合わせた啓発事業(パネル展・街頭キャンペーン・シンポジウムなど)を実施し、犯罪被害者等

への市民の理解促進を図ってきています。

市民意識調査からも、大阪市が「犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまち」であるとは思っていない市民が多い状況も鑑み、今後も、取組みを積極的に推進し、市民の理解・協力をさらに広げ、地域で犯罪被害者等を支える社会の実現を図っていく必要があると考えています。

図表 1 - 8 「いのちの大切さを伝える」講演会への講師派遣実施状況

年度	件数(件)	参加者数(人)	参加者属性
平成 25 年度	5	約 3,330	高校生、中学生・保護者
平成 26 年度	6	約 580	高校の保護者・教職員、人権啓発推進員、 地域住民、高校生、中学生
平成 27 年度	3	約 130	人権啓発推進員、高校生、地域住民

<平成 27 年度受講者アンケート結果>

質 問	「そう思う」 「ややそう思う」
今日の講演を聞くことができて良かったと思いますか？	100%
“いのち”の大切さや“生きること”について考えるきっかけになったと思いますか？	96.9%

図表 1 - 9 「犯罪被害者支援セミナー」開催状況

年度	「テーマ」講師	参加者数 (人)	アンケート結果【この講座の満足度】 「大変良かった」「良かった」
平成 25 年度	・「僕の方が青やったのに」犯罪被害者等	25	95.8%
	・『犯罪被害にあう』ということ～あなたに知ってほしいこと、あなたにできること～ 民間被害者支援団体職	27	92.6%
	・「被害者が参加して刑事裁判はどう変わったか」 犯罪被害者支援協力弁護士	26	84.0%
平成 26 年度	・『犯罪被害にあう』ということ～あなたに知ってほしいこと、あなたにできること～ 民間被害者支援団体職	22	100%
	・「少年犯罪を考える～息子を奪われた母の想い～」 犯罪被害者等	23	90.9%
	・「被害者が参加して刑事裁判はどう変わったか」 犯罪被害者支援協力弁護士	17	88.2%



平成 27 年度	・『犯罪被害にあう』ということ～あなたに知ってほしいこと、あなたにできること～』 民間被害者支援団体職	7	100%
	・『交通被害を考える』、犯罪被害者等	12	90%
	・『被害者が参加して刑事裁判はどう変わったか』 犯罪被害者支援協力弁護士	7	85.7%

図表 1 - 10 「犯罪被害者週間に合わせた各種啓発事業」実施状況

年度	事業名	開催日時・期間	実施場所	内容
平成 25 年度	キャンペーン	11 月 20 日（水）	JR 大阪駅大阪ステーションシティ ノースゲートビルディング 5 階 時空の広場	・トークイベント ・音楽演奏 ・啓発グッズ等の配布など
	啓発パネル展	11 月 25 日（月） ～11 月 29 日（金）	大阪市役所東側玄関ホール	被害者団体等のパネル展示 など
平成 26 年度	キャンペーン	11 月 16 日（日）	イオンモール堺北花田	・音楽演奏 ・犯罪被害者等の手記朗読 ・啓発グッズ等の配布など
	啓発パネル展	11 月 18 日（火） ～11 月 28 日（金）	大阪市役所正面玄関ホール	被害者団体等のパネル展示 など
	被害者支援 シンポジウム	11 月 29 日（土）	阿倍野区民センター	座談会、ミニコンサート
平成 27 年度	キャンペーン	11 月 15 日（日）	イオンモール鶴見緑地	・音楽演奏 ・犯罪被害者等の手記朗読 ・啓発グッズ等の配布など
	啓発パネル展	11 月 25 日（水） ～12 月 1 日（火）	大阪市役所東玄関ホール	被害者団体等のパネル展示 など
	被害者支援 フォーラム	1 月 23 日（土）	大阪市中央公会堂中集会室	式典、対談、音楽演奏

平成 27 年度 キャンペーン



平成 27 年度 啓発パネル展



## 2. 犯罪被害者等支援施策の基本的方向

### < 施策の目標 >

大阪市として犯罪被害者等支援施策を推進していくにあたり、基本法及び基本計画を踏まえ、施策の目標を次のとおり設定します。

犯罪被害者等が、市民の理解・協力及び大阪市と関係機関・民間支援団体などとの連携のもと、必要な支援を受け、被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになること

### < 施策の柱立て >

上記目標を実現するため、次の2つの施策を柱として取組を進めます。

#### 「犯罪被害者等の被害の軽減・回復に向けた支援」

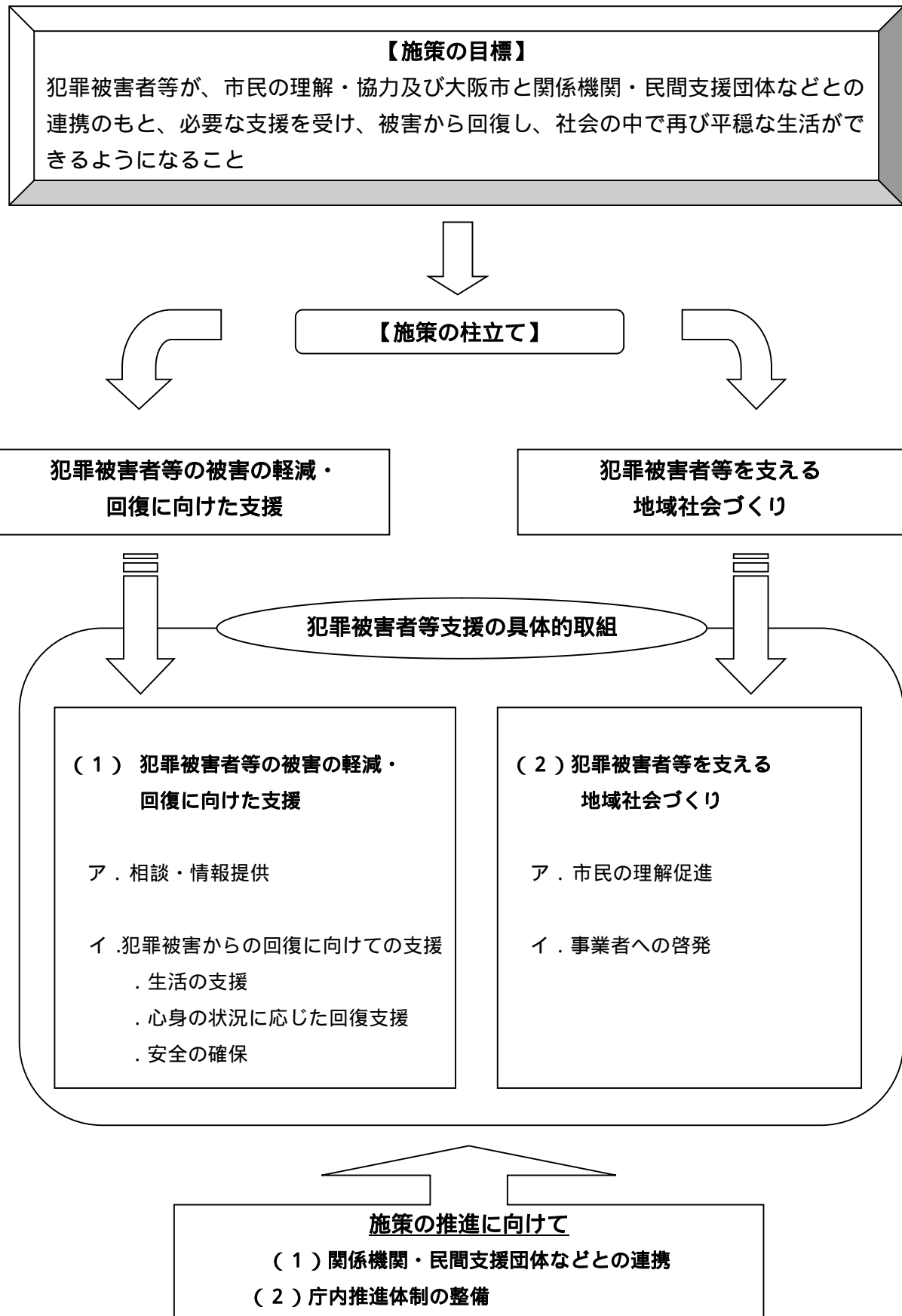
市民の誰もが犯罪被害に遭い、その権利や利益を侵害され、さまざまな困難に直面し、平穏な生活ができなくなる可能性がある状況に鑑み、犯罪被害者等が、被害から回復し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、市が有するさまざまな施策を有効に活用し、その置かれている状況に応じた必要な支援を受けられるよう取組を進めていきます。

#### 「犯罪被害者等を支える地域社会づくり」

市民等が犯罪被害等に関する問題を共有し、犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、地域で支えていく社会を実現できるよう、さまざまな機会を通じて啓発の取組を進めていきます。

また、実施にあたっては、第3次犯罪被害者等基本計画で示された4つの基本方針、「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」「個々の事情に応じて適切に行われること」「途切れることなく行われること」「国民の総意を形成しながら展開されること」を十分に踏まえるとともに、関係機関・民間支援団体などとの連携・協力を強化し、施策展開を図ることとします。

## 犯罪被害者等支援施策の体系



### 3. 犯罪被害者等支援の具体的取組

#### (1) 犯罪被害者等の被害の軽減・回復に向けた支援

##### ア. 相談、情報提供

犯罪被害者等は、被害にあったことによる精神的なショックにより、身体の不調や日常生活に支障をきたすなどの状況におちいります。また、被害直後から経済的な問題、仕事や住居のことなど、さまざまな問題に直面します。

こうした犯罪被害者等が直面している問題について、市の総合相談窓口及び各区の相談窓口などにおいて相談に応じ、その置かれている状況に応じた、必要な情報の提供、助言を行います。

また、犯罪被害者等が潜在化することなく、適切な支援にたどり着けるよう、総合相談窓口の設置をはじめ、市として実施している支援策について、わかりやすく情報発信していきます。

相談体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が実施している支援策や、関係機関・民間支援団体の連絡窓口等を掲載した「犯罪被害者支援ハンドブック」を適宜改定し、総合相談窓口及び各区の相談窓口で効果的に活用するとともに、総合相談窓口と各区相談窓口との連携を図り、犯罪被害者等の相談に適切に対応し、必要な支援につなげます。</li><li>・区役所では、必要に応じ、精神保健福祉相談員などの専門職による「こころの健康に関する相談」、こころの健康センターでは専門員による「こころの悩み電話相談」を実施します。</li><li>・人権啓発・相談センターにおいても、専門相談員による相談を受け付けます。</li><li>・相談に関わる職員の研修を適宜実施し、相談対応能力の向上を図ります。</li><li>・犯罪などの被害にあった児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、学校における相談体制の充実を図ります。</li><li>・性暴力被害者に対しては、性暴力救援センター・大阪 SACHICOなどと連携して対応していきます。</li></ul>
支援情報の 発信強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合相談窓口など、市の相談体制について、さまざまな機会や媒体を活用して広報を行い、認知度の向上を図ります。</li><li>・市が実施している支援策や、関係機関・民間支援団体についての情報をとりまとめ、ホームページに掲載するなど、ICTを積極的に活用し、わかりやすく情報発信していきます。</li></ul>

##### イ. 犯罪被害からの回復に向けての支援

犯罪被害者等が置かれている状況はさまざまであり、必要とされる支援も多くの分野にわたります。また、犯罪による心身への直接被害やその後の二次的被害により、日常生活の維持が困難になるなど、深刻な問題を抱えている場合も多く

あります。

支援にあたっては、犯罪被害者等が抱えるこうした問題の多様性と深刻性を踏まえたうえで、市が実施しているさまざまな分野にわたる事業や制度、サービス等の施策を柔軟に活用し、平穏な日常生活に復帰できるよう、個々の実情に応じて適切に、また、途切れることのないように効果的な支援を実施していきます。

### ・生活の支援

福祉制度などを活用し、犯罪にあい経済的に困窮している被害者等の生活を支援します。

また、犯罪などにより従前の住居に居住することが困難となった被害者等に対し、市営住宅の優先入居制度を活用し、居住の安定を図ります。

さらに、犯罪などの被害を受けたことに起因して離職された被害者等の再就職を支援します。

生活困窮への支援	・生活保護、生活困窮者自立支援、生活福祉資金貸付、各種医療費助成、就学支援制度などを活用し、被害者等の生活状況に応じた必要な支援を行います。
市営住宅への優先入居	・本制度は、殺人による被害者の遺族であって、当該被害により収入が減少し、生計維持が困難となった世帯、あるいは、現在居住している住宅やその付近で強姦による被害を受けた被害者のみの世帯及び被害者を含むその家族のみの世帯を対象としており、本制度が有効に活用されるよう広報周知に努めます。(ただし、当該犯罪被害が発生した日から起算して5年を経過していない場合に限りです。)
就労支援	・大阪市しごと情報ひろば、地域就労支援センターなどを活用し、またハローワークとも連携しながら、職業相談、職業紹介を行います。

### ・心身の状況に応じた回復支援

犯罪などにより精神的なショックを受け、その後、PTSDなどで苦しむ被害者等が少しでも早く影響から回復できるよう、心身に影響を受けている被害者等の状況に応じ、必要な医療の情報や、保健福祉サービスを提供するなどの支援を行います。

医療情報、保健福祉サービスの提供	・犯罪などによる心的外傷など、心身に受けた影響から回復できるよう、各区保健福祉センターなどにおいて、被害者等の相談にのり、心身の状況に応じ必要な医療情報や、保健福祉サービスの提供を行います。
------------------	---

## ・安全の確保

虐待を受けた子どもや、配偶者等の暴力による被害者等に対し、必要に応じ緊急一時的な保護を行うなど、警察とも連携し、さらなる犯罪などの被害を受けることのないよう安全の確保を図ります。

さらなる犯罪等よる被害防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けた子どもや、配偶者などの暴力による被害者等に対し、大阪市こども相談センターや大阪市配偶者暴力相談支援センター、性暴力救援センターなどを通じて、また、警察とも連携し、被害児・被害者ケア及び安全確保を図ります。</li> </ul>
------------------	---

## (2) 犯罪被害者等を支える地域社会づくり

### ア．市民の理解促進

犯罪被害者等支援施策が措置をされても、市民の理解がなければその効果は十分に発揮されません。犯罪被害者等は地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と市民の理解・協力は車の両輪です。

そこで、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するため、さまざまな機会を通じて、教育活動や広報啓発活動などによる取組を進めていきます。

市民の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪被害者支援セミナー」を開催するとともに、「いのちの大切さを伝える講演会事業」や「大阪市出前講座」を通じ、さまざまな団体・グループの学習活動に講師を派遣するなど、犯罪被害者等支援についての学習機会を充実します。</li> <li>・学校において、かけがえのない命を尊重するための教育や人権教育を推進します。</li> <li>・啓発用リーフレットを作成し、各区役所などへの配架、及び各種研修会やイベントなどで配付します。</li> <li>・ホームページなど ICT を積極的に活用し、犯罪被害者等支援の重要性や啓発の取組などについて広く情報発信を行います。</li> </ul>
犯罪被害者週間に合わせた集中的な啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者週間について、ホームページや区広報紙などのさまざまな広報媒体を活用して情報発信を行います。</li> <li>・関係機関、民間支援団体などと連携して街頭啓発やパネル展、シンポジウム開催などの啓発活動を積極的に行います。</li> </ul>
地域で理解をより深めていくための啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援について、大阪市人権啓発推進員に理解を深めていただき、地域で啓発をしていただけるよう、研修や情報提供を行います。</li> <li>・区役所との連携を進め、各区の人権啓発事業においても犯罪被害者等支援についての啓発が行われるよう努めます。</li> </ul>

## イ．事業者への啓発

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める啓発事業を行います。

さまざまな機会を通じた企業啓発の実施	・企業を対象に開催している人権啓発研修会において、犯罪被害者等支援についての研修や情報提供を行います。 ・大阪府被害者支援会議を通じ、労働局との連携を図りながら啓発活動を行います。
--------------------	---

#### 4．施策の推進に向けて

##### (1) 関係機関・民間支援団体などとの連携

犯罪被害者等が直面している課題を打開し、再び穏やかな生活を営めるよう効果的に支援していくとともに、犯罪被害者等を支える社会づくりの機運を盛り上げていくためには、関係機関・民間支援団体などとの連携・協働が不可欠であり、大阪市としても、関係機関・民間支援団体などと連携し施策を推進していきます。

##### ア．関係機関・民間支援団体との連携

大阪府、大阪府警、大阪市、堺市、民間支援団体などで構成されている「大阪府被害者支援会議」のもと、国、関係機関などとの役割分担を踏まえて、相互に連携・協力しながら犯罪被害者等支援施策の推進を図ります。

大阪被害者支援アドボカシーセンターなどの民間支援団体と連携し、犯罪被害者等への支援を効果的に進めるとともに、民間支援団体の事業広報への協力など活動の支援の充実を図ります。

##### イ．被害者団体との連携

被害者団体と連携を図りながら、被害者等支援の市民理解を深める啓発活動を進めていきます。

##### (2) 市内推進体制の整備

犯罪被害者等の支援策は、さまざまな分野や制度が関係し、所管部署も異なっており、市全体として施策を部署横断的に推進していくため体制整備を進めます。

##### ア．市内連絡会議の活用

犯罪被害者等支援に関係する部署で構成している「大阪市犯罪被害者等支援にかかる市内連絡会議」を活用し、市の取組みや犯罪被害者等支援をめぐる状況、課題などについて情報の共有を行い、関係部署間の連携強化を図ります。

##### イ．職員の理解促進

職員が犯罪被害者等支援について認識を深め、被害者等の置かれた立場に配慮して職務を行うことができるよう、研修を適宜実施するなど資質向上を図っていきます。



# 参 考 资 料

## <相談及び情報の提供等> (第11条)

- ・大阪市犯罪被害者等支援のための総合相談窓口における相談対応や、各区の相談窓口との連携
- ・大阪市人権啓発・相談センターにおける専門相談員による相談対応
- ・「犯罪被害者等支援ハンドブック」の整備
- ・被害児童生徒に対する、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した学校における相談
- ・区役所における精神保健福祉相談員などや、こころの健康センターにおける専門員による相談

## <損害賠償の請求についての援助等> (第12条)

### 【国の施策】(主なもの)

- ・日本司法支援センターによる支援
- ・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実
- ・刑事和解等の制度の周知

## <給付金の支給に係る制度の充実等> (第13条)

- ・生活保護や生活困窮者自立支援など、本市のさまざまな支援施策を活用した支援の実施。

## <保健医療サービス及び福祉サービスの提供> (第14条)

- ・各区保健福祉センターなどにおける、被害者等の心身の状況に応じた医療情報や保健福祉サービスの提供

## <安全の確保> (第15条)

- ・大阪市子ども相談センターや大阪市配偶者暴力相談支援センターなどを通じた、被害児童や被害者ケア及び安全の確保

## <居住の安定> (第16条)

- ・殺人、強姦による被害者等への市営住宅の優先入居

## <雇用の安定> (第17条)

- ・大阪市しごと情報ひろば、地域就労支援センターなどを活用した、就労支援の実施

## <刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等> (第18条)

### 【国の施策】(主なもの)

- ・迅速・確実な被害の届出の受理
- ・告訴に対する適切な対応
- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

## <保護、捜査、公判等の過程における配慮等> (第19条)

### 【国の施策】(主なもの)

- ・職員等に対する研修の充実等
- ・女性警察官の配置等
- ・被害児童からの事情聴取における配慮

## <国民の理解の増進> (第20条)

- ・「犯罪被害者支援セミナー」の開催や、「いのちの大切さを伝える」講演会講師派遣事業及び「大阪市出前講座」を通じた各種団体などの学習活動への講師派遣など、学習機会の充実
- ・啓発リーフレットの作成・配付
- ・ホームページなどICTを積極的に活用した、市の相談体制や実施支援策、及び関係機関・民間支援団体についての情報、犯罪被害者等支援の重要性や啓発の取組などについての情報発信
- ・犯罪被害者週間における、区広報紙などの広報媒体を活用した情報発信、及び関係機関や民間支援団体などと連携した各種啓発事業の実施
- ・人権啓発推進員を対象とした研修や情報提供の実施
- ・区役所と連携した、各種啓発活動の実施
- ・企業を対象とした人権啓発研修会における、研修や情報提供の実施
- ・大阪府被害者支援会議などを通じた啓発活動の実施

## <調査研究の推進等> (第21条)

### 【国の施策】(主なもの)

- ・暴力の被害実態等の調査の実施
- ・犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究
- ・児童虐待防止対策に関する調査研究

## <民間の団体に対する援助> (第22条)

- ・各種被害者団体への、積極的な支援の実施
- ・大阪市ホームページ、啓発リーフレット等における民間支援団体に関する広報・周知
- ・民間支援団体が主催する事業への連携協力

## <意見の反映及び透明性の確保> (第23条)

### 【国の施策】(主なもの)

- ・基本計画策定時に、国民からの要望意見募集及び、民間の犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体などからの要望意見聴取

（目次）

前文

第一章 総則（第一条 第十条）

第二章 基本的施策（第十一条 第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条 第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係

る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二

号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

#### (設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

#### (組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

#### (会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
  - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

#### (委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行〕

附則（平成二十六年六月二十五日法律第七十九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2（略）

附則（平成二十七年九月十一日法律第六十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。